

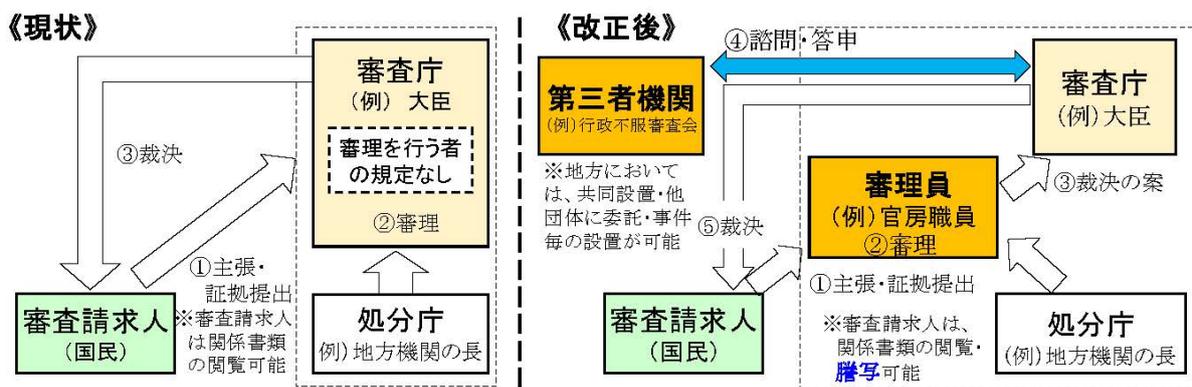
行政不服審査法の全部改正に伴う不服申立て制度の変更について

行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から制定後約 50 年ぶりに抜本的な見直しがなされ、全部改正された行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行。

1 行政不服審査法の見直し概要

(1) 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェック



(2) 不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止され、手続保証の水準が向上
- ・ 有識者から成る第三者機関が審査庁の判断をチェック

(3) 審査請求をすることができる期間を3か月に延長（現行60日）

(4) 処分庁に上級行政庁がある場合は、最上級行政庁へ審査請求

(5) 審査関係人等の処分庁に対する質問が可能に

(6) 証拠書類等の写しの交付が可能に

2 不服申立て状況（当該年度における新規申立て件数）

（ ）内は、うち情報公開関係

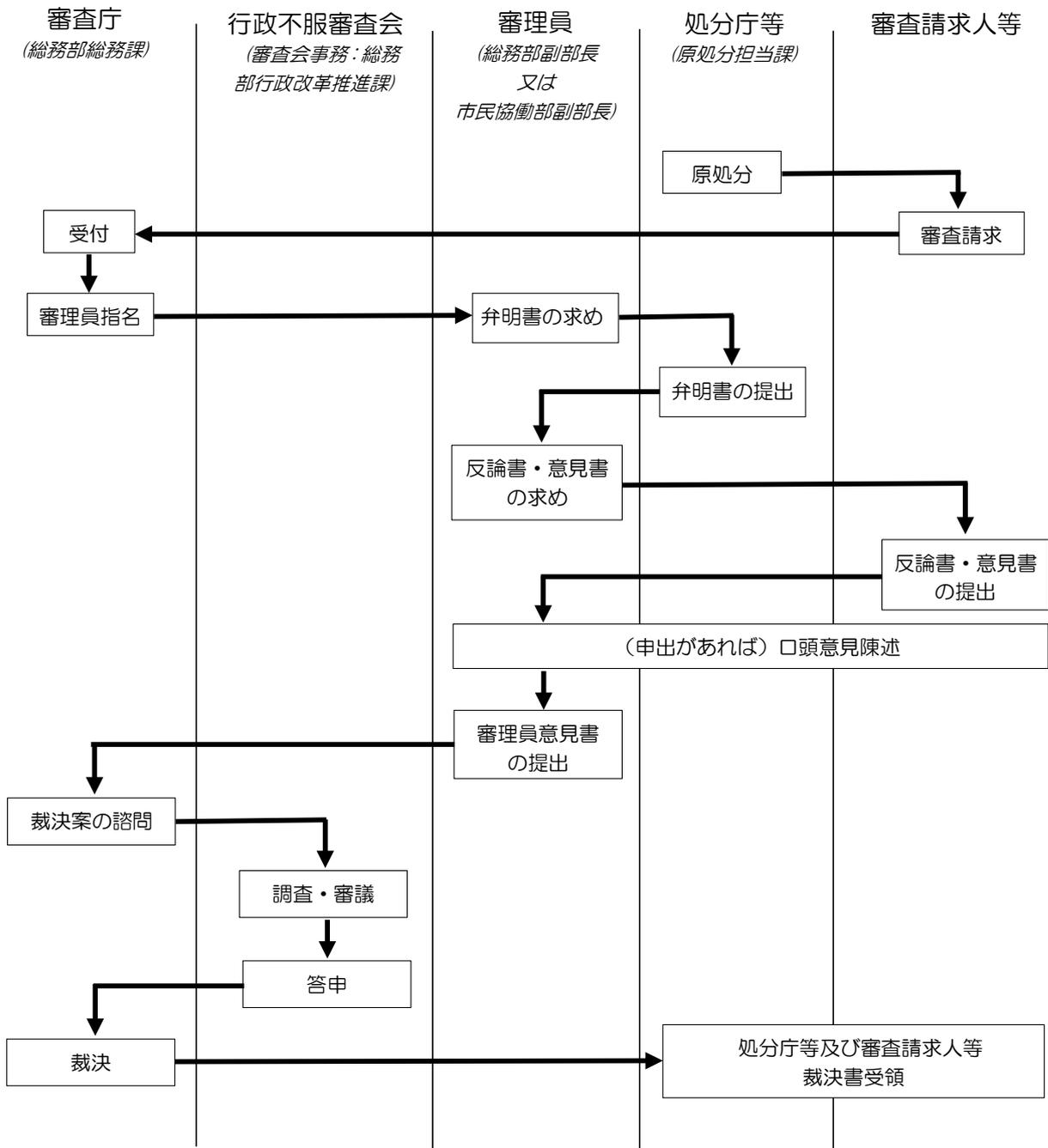
年度／種別	異議申立て件数	審査請求件数	合計件数
H25	行政情報公開条例2 個人情報保護条例2	生活保護法1	5（4）
H26	行政代執行法2 住民基本台帳法1 地方税法10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律1 行政情報公開条例3	—	17（3）
H27 (H28.1.29 現在)	地方税法2 給水条例1 行政情報公開条例2	—	5（2）

※ 行政情報公開制度及び個人情報保護制度においては、不服申立てに対して、専門性の高い有識者からなる高知市行政情報公開・個人情報保護審査会による審査制度が確立しており、現在も、審理員が行う審理手続と同等の審理を行っている。

このため、審理・裁決の公正性は確保されていると考えられるため、条例に定めを設け審理員による審理手続に関する規定を適用除外する。

3 審査請求に係る基本的な事務手続の流れ

市税の滞納処分，生活保護法第78条に規定する不正な手段による生活保護の受給に係る費用等の徴収に関する処分，一般廃棄物処理業許可に関する処分などの審査請求



注1 斜体文字が高知市における担当課等

注2 処分庁等には，不作為庁が含まれる。審査請求人等には，審査請求に係る利害関係人（参加人）が含まれる。

※ 審査会の概要

- | | |
|------------|---|
| 1 名称 | 高知市行政不服審査会 |
| 2 審査会の位置付け | 地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関（市長）の附属機関 |
| 3 組織 | 委員5人以内で構成（想定：弁護士2，税理士1，市OB1，学識経験者1） |
| 4 審議方法等 | 原則として，諮問案件毎に委員3名で構成する合議体を構成し，調査審議及び答申作成を行う。 |

改正行政不服審査法に基づく第三者機関「高知市行政不服審査会」について

項 目	内 容
第三者機関の設置根拠、趣旨等	<p>【第三者機関の趣旨】</p> <p>第三者機関は、審査庁からの諮問を受け、審査請求に対して審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を第三者の立場からチェックし、審査庁に答申する機関。</p> <p>裁決の客観性・公正性を高めるため、既存の第三者機関が事前・事後のいずれかの段階で関与している等の場合を除き、審査庁に、有識者で構成される第三者機関への諮問を義務づけることとされたもの。</p> <p>【諮問を要しないもの】</p> <p>処分又は裁決の段階で他の第三者機関が関与している(行政委員会による処分等)場合や、審査請求人等が諮問を希望しない場合、審査請求が不合法であり却下する場合などは、諮問を要しないこととされている。</p>
高知市行政不服審査会	<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高知市行政不服審査会」 <p>※審査会の設置条例制定議案を平成 28 年 3 月市議会定例会に上程し、平成 28 年 4 月 1 日審査会設置予定。</p> <p>【審査会の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正行政不服審査法第 43 条の規定により設置される第三者機関。 ・ 地方自治法第 138 条の4第3項に規定する執行機関(市長)の附属機関。 <p>【審査会の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査庁(市長)の諮問により、審査請求に係る審理員意見書、事件記録等の提出を受けて、審査請求に対する審査庁の判断の適正性・妥当性等について調査・審議し、審査庁に答申を行う。 <p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長が委嘱する委員5人以内で構成。 ※原則として常時5人を委嘱することとする。 <p>【会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「審査会」及び「合議体」の2種類の会議主体を設ける。 ・ 案件毎の調査審議については、原則3人の委員による合議体で行う。審査会が特に指定するものについては5人の委員全員による合議体で行う。 <p style="margin-left: 20px;">※合議体を構成する委員は、審査会が指名する。 ※合議体の決議をもって審査会の決議とする。</p> <p>【調査審議に係る会議開催想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問1件につき、①案件確認、論点整理等、②意見陳述の聴取、答申案の検討、③答申案の決議まで、3回程度の会議開催を想定。

項目	内容
審査会委員について	<p>【委員の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤特別職の公務員 <p>【任期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年 <p>※委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>【人選】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱 ・ 具体的想定 <ul style="list-style-type: none"> 弁護士 2名 税理士 1名 市OB 1名 学識経験者 1名 <p>【報酬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日額7,100円 <p>※高知市報酬並びに費用弁償条例における「附属機関その他これに類する機関の委員」の報酬額である</p> <p>【守秘義務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 <p>※「高知市行政情報公開・個人情報保護審査会」と同様の取扱いとし、罰則規定は設けない</p>
審査会の事務局所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部行政改革推進課
審査会の設置年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月1日(条例施行日)